公布 平成15年 3月 7日横浜市規則第 17号 (省略)

最近改正 平成30年 5月25日横浜市規則第 49号

目次

(第1章から第8章の2まで省略)

第9章 地球環境の保全

第1節 <u>温室効果ガスの排出の抑制</u> (第89条―第89条の 4)

第2節 フロン類の排出の抑制 (第90条)

(第3節省略)

(以下省略)

条例施行規則(改正後)

公布 平成15年 3月 7日横浜市規則第 17号 (省略)

最近改正 平成31年 3月29日横浜市規則第 26号

目次

(第1章から第8章の2まで省略)

第9章 地球環境の保全

第1節 <u>温室効果ガスの排出の抑制等</u> (第89条—第89条 の4)

第2節 削除

(第3節省略)

第4節 低炭素電気の普及の促進(第90条の5一第90条 の7)

(以下省略)

条例施行規則(改正後)

(第1条から第5条の3まで省略)

第2章 指定事業所の設置等の手続等

第1節 指定事業所の設置の許可等

(省略)

第2節 削除

第3節 環境管理事業所

(第25条から第28条まで省略)

(環境管理事業所の公表)

第29条 条例第20条の規定による公表は、環境管理事業所 に係る同条各号に掲げる事項を記載した書面を、環境創造 局環境保全部環境管理課に備え置くことにより行うものと する。

(第30条から第53まで省略)

第6章 地下水、土壌及び地盤環境の保全

第1節 地下水の水質の浄化対策

(省略)

第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止

(第57条省略)

(生活環境を保全するために必要な措置)

- 第 58 条 条例第 62 条の 3 第 1 項第 3 号の規則で定める措置 | 第 58 条 条例第 62 条の 3 第 1 項第 4 号の規則で定める措置 は、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含 む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出及び地下への浸透 並びに悪臭の発散を防止するための措置とする。
- 第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等 (第59条省略)

(廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地 等の調査)

第59条の2

(第1項及び第2項省略)

3 条例第64条の2第2項本文の規定による報告は、次に掲 げる事項を記載した報告書により行うものとする。

(第1号及び第2号省略)

(3) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日 及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害 物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において 製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質 の種類その他の条例土壌汚染状況調査 (条例第66条第 1項第1号に規定する条例土壌汚染状況調査をいう。以 下同じ。)の対象となる土地(以下「調査対象地」とい う。)において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土 壌含有量基準に適合していないおそれがある特定有害 物質の種類

(第4号から第6号まで省略)

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

第59条の3

(第1項省略)

(第1条から第5条の3まで省略)

第2章 指定事業所の設置等の手続等

第1節 指定事業所の設置の許可等

(省略)

第2節 削除

第3節 環境管理事業所

(第25条から第28条まで省略)

(環境管理事業所の公表)

|第29条 条例第20条の規定による公表は、環境管理事業所 に係る同条第1号及び第2号に掲げる事項を記載した書面 を、環境創造局環境保全部環境管理課に備え置き、又はイ ンターネットの利用その他適切な方法により行うものとす る。

(第30条から第53まで省略)

第6章 地下水、土壌及び地盤環境の保全

第1節 地下水の水質の浄化対策

(省略)

第2節 土地の形質の変更に伴う公害の防止

(第57条省略)

(生活環境を保全するために必要な措置)

- は、特定有害物質若しくはダイオキシン類又はこれらを含 む固体若しくは液体の飛散、揮散、流出及び地下への浸透 並びに悪臭の発散を防止するための措置とする。
- 第2節の2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等 (第59条省略)

(廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地 等の調査)

第59条の2

(第1項及び第2項省略)

3 条例第64条の2第2項本文の規定による報告は、次に掲 げる事項を記載した報告書により行うものとする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 特定有害物質使用等事業所の廃止等がされた年月日 及び当該特定有害物質使用等事業所又は当該特定有害 物質使用等事業所の敷地の一部であった土地において 製造され、使用され、**処理され、保管され、又は貯蔵さ** れていた特定有害物質の種類その他の条例土壌汚染状 況調査(条例第66条第1項第1号に規定する条例土壌 汚染状況調査をいう。以下同じ。)の対象となる土地(以 下「条例土壌汚染状況調査の対象地」という。)におい て土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基 準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類 (第4号から第6号まで省略)
- 4 前項の報告書には、条例土壌汚染状況調査の対象地の土 壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添 付しなければならない。

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

第59条の3

(第1項省略)

2 前項の申請書には、条例第64条の2第2項本文に規定す る特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地及び同項 第3号の確認を受けようとする土地の場所を明らかにした

2 市長は、<u>前項</u>の申請に係る同項第4号の土地の場所が次 のいずれかに該当することが確実であると認められる場合 に限り、当該土地の場所について、条例第64条の2第2項 第3号の確認をするものとする。

(第1号及び第2号省略)

- 3 条例第64条の2第2項第3号の確認を受けた土地の所 有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は 当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割(当 該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。) があったときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合 併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割 により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継
- 4 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者 は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書により届 け出なければならない。

(第1号から第7号まで省略)

(第59条の4から第59条の6まで省略)

(条例第64条の2第2項第3号の確認に係る土地の利用の方 法の変更の届出)

第59条の7 条例第64条の2第5項(同条第7項において 準用する場合を含む。)の届出は、次に掲げる事項を記載し た届出書により行うものとする。

(第1号から第5号まで省略)

(条例第64条の2第2項第3号の確認の取消しを行う場所)

第59条の8 条例第64条の2第6項(同条第7項において 準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第2項 第3号の確認の取消しは、前条第3号の土地の場所につい て行うものとする。

(第59条の9省略)

(土地の形質の変更の届出)

- 及び書類を添付して行うものとする。
 - (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにし た図面

(第2号省略)

のとおりとする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 土地の形質の変更の規模
- (4) 土地の形質の変更の場所の全部又は一部が特定有害 物質使用等事業所の敷地である土地である場合にあっ ては、当該特定有害物質使用等事業所の名称

図面を添付しなければならない。

3 市長は、**第1項**の申請に係る同項第4号の土地の場所が 次のいずれかに該当することが確実であると認められる場 合に限り、当該土地の場所について、条例第64条の2第2 項第3号の確認をするものとする。

(第1号及び第2号省略)

- **4** 条例第 64 条の 2 第 2 項第 3 号の確認を受けた土地の所 有者等が当該確認に係る土地に関する権利を譲渡し、又は 当該土地の所有者等について相続、合併若しくは分割(当 該確認に係る土地に関する権利を承継させるものに限る。) があったときは、その権利を譲り受けた者又は相続人、合 併若しくは分割後存続する法人若しくは合併若しくは分割 により設立した法人は、当該土地の所有者等の地位を承継
- 5 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者 は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書により市 長に届け出なければならない。

(第1号から第7号まで省略)

(第59条の4から第59条の6まで省略)

(条例第64条の2第2項第3号の確認に係る土地の利用の方 法の変更の届出)

第59条の7 条例第64条の2第5項(同条第7項において 準用する場合を含む。)の届出は、次に掲げる事項を記載し た届出書により行うものとする。

(第1号から第5号まで省略)

2 前項の届出書には、条例第64条の2第2項本文に規定す る特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地及び同項 第3号の確認を受けた土地の場所を明らかにした図面を添 付しなければならない。

(条例第64条の2第2項第3号の確認の取消しを行う場所)

| 第59条の8 条例第64条の2第6項(同条第7項において 準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第2項 第3号の確認の取消しは、前条第1項第3号の土地の場所 について行うものとする。

(第59条の9省略)

(条例第65条第1項の土地の形質の変更の届出)

- 第59条の10 条例第65条第1項の届出は、次に掲げる図面 | 第59条の10 条例第65条第1項の届出は、次に掲げる図面 及び書類を添付して行うものとする。
 - (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにし た平面図、立面図及び断面図

(第2号省略)

第59条の11 条例第65条第1項の規則で定める事項は、次 | 第59条の11 条例第65条第1項の規則で定める事項は、次 のとおりとする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 土地の形質の変更の<u>対象となる土地の面積及び当該</u> 土地の形質の変更に係る部分の深さ
- (4) 土地の形質の変更の場所の全部又は一部が特定有害 物質使用等事業所の敷地である土地である場合にあっ ては、当該特定有害物質使用等事業所の名称及び当該特 定有害物質使用等事業所において製造され、使用され、 処理され、保管され、又は貯蔵されていた特定有害物 質の種類

(第5号省略)

(第5号省略)

条例施行規則(改正後)

(土地の形質の変更の届出の対象とならない土地の規模)

は、2,000平方メートルとする。

(土地の形質の変更の届出を要しない行為)

第59条の13 条例第65条第1項第5号の規則で定める行為 | 第59条の13 条例第65条第1項第5号の規則で定める行為 は、次に掲げる行為とする。

(第1号から第4号まで省略)

(条例第 65 条第1項の土地の形質の変更の届出の対象とな らない土地の規模)

第59条の12 条例第65条第1項第4号の規則で定める規模 | 第59条の12 条例第65条第1項第4号の規則で定める規模 は、2,000平方メートルとする。

> (条例第 65 条第1項の土地の形質の変更の届出を要しない 行為)

は、次に掲げる行為とする。

(第1号から第4号まで省略)

- (5) 土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年環境省令第 29 号。以下この節において「法施行規則」という。) 第25 条第5号の規定により市長が指定した土地において行 われる土地の形質の変更
- (条例土壌汚染状況調査の結果の提出に係る土地の所有者等
- 第59条の13の2 条例第65条第2項の規定による土地の所 有者等の同意は、同条第1項の規定による届出に係る土地 の形質の変更の場所を記載した書面により行うものとす る。

(条例第65条第2項の調査の結果の提出)

- 第59条の13の3 条例第65条第2項の結果の提出は、次に 掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その 代表者の氏名
 - (2) 条例土壌汚染状況調査を行った場所
 - (3) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さ (法施行規則第4条第4項に規定する最大形質変更深 さをいう。以下同じ。) より1メートルを超える深さの 位置について試料採取等(法施行規則第3条第2項に 規定する試料採取等をいう。以下同じ。)の対象としな かった場合はその旨、当該試料採取等の対象としなか った深さの位置及び当該深さの位置の土壌の汚染状態 が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していな いおそれがある特定有害物質の種類
 - (4) 条例土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染 状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合して いないおそれがある特定有害物質の種類
 - (5) 土壌その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日 時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法 第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条 例土壌汚染状況調査の結果に関する事項
 - (6) 条例土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名 又は名称
 - (7) 条例土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術 管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号
 - (8) 土地の形質の変更をしようとする者が条例土壌汚染 状況調査に係る土地の所有者等でない場合にあって は、当該土地の所有者等の氏名又は名称
- 2 前項の報告書には、条例土壌汚染状況調査の対象地の土 壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メ ートルを超える深さの位置について試料採取等の対象とし なかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの

条例施行規則(改正後)

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の

第 59 条の 14 条例第 65 条第 2 項の規則で定める基準は、次 | 第 59 条の 14 条例第 65 条第 3 項の規則で定める基準は、次 のいずれかに該当することとする。

(第1号及び第2号省略)

(3) 特定有害物質使用等事業所(特定有害物質を含む液体 の地下への浸透の防止のための措置として第36条の構 **造を有する施設に係る事業所を除く。)**の敷地である土 地であること。

(第4号省略)

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に 係る土壌汚染状況調査の命令)

- 第 59 条の 15 条例<mark>第 65 条第 2 項</mark>に規定する命令は、次に掲 | 第 59 条の 15 条例<mark>第 65 条第 3 項</mark>に規定する命令は、次に掲 げる事項を記載した書面により行うものとする。
 - (1) 条例**第 65 条第 2 項**に規定する調査の対象となる土地 の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由
 - (2) 条例第65条第2項の規定による報告を行うべき期限

(区域の指定に係る基準)

第 59 条の 16 条例第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準 | **第 59 条の 16** 条例第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準 のうち土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量 に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染対策法施行

位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の

のいずれかに該当することとする。

(第1号及び第2号省略)

(3) 特定有害物質使用等事業所の敷地である土地である こと。

(第4号省略)

(条例第 65 条第1項に規定する届出に係る土地における条 例土壌汚染状況調査の命令)

- げる事項を記載した書面により行うものとする。
 - (1) 条例**第 65 条第3項**に規定する調査の対象となる土地 の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由
 - (2) 条例第65条第3項に規定する命令に係る報告を行う べき期限

(条例第65条第3項に規定する命令に係る報告)

- 第59条の15の2 条例第65条第3項の命令に係る報告は、 次に掲げる事項を記載した報告書により行うものとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その 代表者の氏名
 - (2) 条例第65条第3項に規定する命令を受けた年月日
 - (3) 条例土壌汚染状況調査を行った場所
 - (4) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さよ り1メートルを超える深さの位置について試料採取等 の対象としなかった場合はその旨、当該試料採取等の 対象としなかった深さの位置及び当該深さの位置の土 壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に 適合していないおそれがある特定有害物質の種類
 - (5) 条例土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染 状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合して いないおそれがある特定有害物質の種類
 - (6) 土壌その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日 時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法 第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の条 例土壌汚染状況調査の結果に関する事項
 - (7) 条例土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名
 - (8) 条例土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術 管理者の氏名及び技術管理者証の交付番号
- 2 前項の報告書には、条例土壌汚染状況調査の対象地の土 <u>壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面及び</u> 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メ ートルを超える深さの位置について試料採取等の対象とし なかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの 位置を明らかにした図面を添付しなければならない。

(区域の指定に係る基準)

のうち土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量 に関するものは、特定有害物質の量を法施行規則第6条第

規則<u>(平成14年環境省令第29号。以下この節において「法</u>施行規則」という。)第6条第3項第4号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則<u>別表</u>第3の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

- 2 条例第66条第1項第1号の規則で定める基準のうち土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を法施行規則第6条第4項第2号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第4の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。
- 第59条の17 条例第66条第1項第2号に規定する規則で定 める基準は、次のいずれにも該当することとする。 (第1号省略)
 - (2) 条例第66条の2第5項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置(条例第66条第1項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。)が講じられていないこと。

(条例要措置区域の指定の告示)

第59条の18 条例第66条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の条例要措置区域(同条第4項に規定する条例要措置区域をいう。以下同じ。)の指定(同条第5項において準用する場合にあっては、指定の解除)の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 当該条例要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置(条例第66条第5項において準用する場合にあっては、当該条例要措置区域において講じられた条例指示措置等(条例第66条の2第3項に規定する条例指示措置等をいう。以下同じ。))

(第2項省略)

(条例要措置区域内の土地の所有者等に対する指示)

- 第59条の19 条例第66条の2第1項本文に規定する指示は、 次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。
 - (1) 汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所
 - (2) 条例要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の 措置及びその理由
 - <u>(3) 汚染の除去等の措置を講ずべき期限</u>
- 2 前項第1号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、 人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。
- 3 第1項第3号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講 ずべき土地の場所、当該土地の土壌の特定有害物質による 汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能 力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。

条例施行規則(改正後)

3項第4号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第4の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

- 2 条例第66条第1項第1号の規則で定める基準のうち土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を法施行規則第6条第4項第2号の規定により環境大臣が定める方法により測定した結果が、法施行規則別表第5の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。
- **第59条の17** 条例第66条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次のいずれにも該当することとする。

(第1号省略)

(2) 条例<u>第 66 条の 2 第 4 項</u>の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置(条例第 66 条第 1 項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。)が講じられていないこと。

(条例要措置区域の指定の告示)

第59条の18 条例第66条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の条例要措置区域(同条第4項に規定する条例要措置区域をいう。以下同じ。)の指定(同条第5項において準用する場合にあっては、指定の解除)の告示は、次に掲げる事項を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 当該条例要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置(条例第66条第5項において準用する場合にあっては、当該条例要措置区域において講じられた条例実施措置(条例第66条の2第1項第1号に規定する条例実施措置をいう。以下同じ。))

(第2項省略)

(条例汚染除去等計画の作成及び提出の指示)

第59条の19 <u>条例第66条の2第1項本文に規定する指示は、</u> 書面により行うものとする。

(条例汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事 項)

- 第59条の19の2 条例第66条の2第1項本文の規則で定め る事項は、次のとおりとする。
 - (1) 汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の場

所

- (2) 条例汚染除去等計画(条例第66条の2第1項に規定 する条例汚染除去等計画をいう。以下同じ。)を提出す べき期限
- 2 条例第66条の2第1項本文の措置を講ずべき期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の場所、当該条例要措置区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該条例要措置区域内の土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。
- 3 第1項第1号の条例要措置区域の場所は、当該条例要措置区域若しくはその周辺の土地の土壌又は当該条例要措置区域若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において示すものとする。
- 4 第1項第2号の条例汚染除去等計画を提出すべき期限 は、基準不適合土壌(法施行規則第3条の2第1号に規定 する基準不適合土壌をいう。以下同じ。)のある範囲及び深 さを把握するための調査に要する期間等を勘案し、相当な ものとなるよう示すものとする。

(土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)

- 第59条の20 条例第66条の2第1項ただし書に規定する指示は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。(第1号から第3号まで省略)
- 2 条例第66条の2第1項ただし書に規定する指示は、2以上の者に対して行う場合には、当該2以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度<mark>を勘案して</mark>行うものとする。
- 3 <u>前2条</u>の規定は、条例第66条の2第1項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、<u>前条第2項</u>中「<u>当該条例要措置区域内の土地</u>の所有者等」とあるのは、「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)」と読み替えるものとする。
- (条例第 66 条の2第1項の規定により指示する汚染の除去 等の措置及び指示された汚染の除去等の措置と同等以上の 効果を有すると認められるもの)
- 第59条の21 条例第66条の2第1項の規定により指示する 汚染の除去等の措置は、法施行規則別表第6の上欄に掲げ る土地の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める措置と する。
- 2 条例第 66 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める汚染の除 去等の措置は、法施行規則別表第 6 の上欄に掲げる土地の 区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の 措置とする。

(条例汚染除去等計画の記載事項)

第59条の22 条例第66条の2第1項第3号の規則で定める

(土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)

- 第59条の20 条例第66条の2第1項ただし書に規定する指示は、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。(第1号から第3号まで省略)
- 2 条例第66条の2第1項ただし書に規定する指示は、2以上の者に対して行う場合には、当該2以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度に応じて講ずべき汚染の除去等の措置を定めて行うものとする。
- 3 <u>前条</u>の規定は、条例第66条の2第1項ただし書に規定する指示について準用する。この場合において、<u>前条第3項</u>中「<u>当該土地</u>の所有者等」とあるのは、「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)」と読み替えるものとする。

(指示事項)

第59条の21 条例第66条の2第2項の規則で定める事項は、 汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限とす る。

(条例第 66 条の2第2項の規定により示された汚染の除去 等の措置と同等以上の効果を有すると認められるもの) 第 59 条の 22 条例第 66 条の2第3項の規則で定める汚染の

除去等の措置は、法施行規則別表第5の上欄に掲げる土地 の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等 の措置とする。

条例施行規則(改正後)

事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その 代表者の氏名
- (2) <u>汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の所</u> 在地
- (3) 条例実施措置を選択した理由
- (4) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで又は10の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により、条例汚染除去等計画の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (5) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措置を講ずるときは、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (6) 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が 条例要措置区域内の帯水層に接する場合にあっては、 基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含 む液体の飛散、揮散又は流出(以下この節において「飛 散等」という。)、地下への浸透及び地下水汚染の拡大 を防止するために講ずる措置
- (7) 前号に定めるもののほか、基準不適合土壌、特定有 害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止す るために講ずる措置
- (8) 条例実施措置の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への 浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場合における 対応方法
- (9) <u>事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法</u>
- (10) <u>土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関</u> 係
- (11) 条例要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を把握するための法施行規則第6条第1項第2号に規定する土壌溶出量調査及び同号に規定する土壌含有量調査における試料採取の頻度並びに当該土壌の使用方法
- (12) 条例要措置区域の指定に係る条例土壌汚染状況調査 と一の条例土壌汚染状況調査により指定された他の条 例要措置区域から搬出された条例汚染土壌(条例第 69 条第1項に規定する条例汚染土壌をいう。以下同じ。) を使用する場合にあっては、当該他の条例要措置区域

の汚染状態及び当該条例汚染土壌の使用方法

(13) 条例実施措置の種類の区分に応じ、法施行規則別表 第7の中欄に定める事項

(条例汚染除去等計画の提出)

- 第59条の22の2 条例汚染除去等計画には、次に掲げる図 面を添付しなければならない。
 - (1) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、 <u>4の項第2号、5の項から7の項まで又は10の項第2</u> 号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定そ の他の方法により、条例汚染除去等計画の作成のため に必要な情報を把握した場合にあっては、汚染の除去 等の措置を講ずべき条例要措置区域内の土地の土壌の 特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - (2) 汚染の除去等の措置を講ずべき条例要措置区域の場 所及び条例実施措置の施行方法を明らかにした平面 図、立面図及び断面図
 - (3) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さよ り1メートルを超える深さの位置について試料採取等 の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の <u>土壌について汚染の除去等の措置を講ずるときは、法</u> 施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた 方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態 を明らかにした図面

(軽微な変更)

- 第59条の22の3 条例第66条の2第3項の規則で定める軽 微な変更は、次のとおりとする。
 - (1) 条例実施措置の着手予定時期の変更
 - (2) 条例実施措置の完了予定時期に係る変更であって、 条例第66条の2第1項本文の規定により市長が示した 措置を講ずべき期限までのもの
 - (3) 基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含 む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大 を防止するために講ずる措置を当該措置と同等以上の 効果を有する措置に変更するもの
 - (4) 条例実施措置の種類の区分に応じ、法施行規則別表 第7の下欄に定める事項に係る変更

(変更後の条例汚染除去等計画の提出)

第59条の22の4 条例第66条の2第3項の変更後の条例汚 染除去等計画の提出は、変更後の同条第1項各号に掲げる 事項を記載した計画により行うものとする。

(条例汚染除去等計画の変更の命令)

- 第 59 条の 22 の 5 条例第 66 条の 2 第 4 項に規定する命令 は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。 (条例実施措置に係る技術的基準)
- 第59条の22の6 条例第66条の2第4項の規則で定める技 術的基準は、法施行規則第39条に規定する技術的基準の例 による。

(条例実施措置を講ずべき旨の命令)

当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(工事完了の報告及び条例実施措置完了の報告に係る手続)

<u>第 59 条の 23 の 2</u> 条例第 66 条の 2 第 9 項に規定する報告 は、次項から第5項までに定めるところにより行うものと

(条例指示措置等を講ずべき旨の命令)

第59条の23 条例第66条の2第4項に規定する命令は、相 | 第59条の23 条例第66条の2第8項に規定する命令は、相 当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

する。

- 2 <u>次に掲げる措置の実施が完了した場合は、次項各号に掲げる事項を記載した報告書を提出するものとする。</u>
 - (1) 法施行規則別表第8の2の項の原位置封じ込めに係 る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施 が完了した場合
 - (2) 法施行規則別表第8の3の項の遮水工封じ込めに係 る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施 が完了した場合
 - (3) 法施行規則別表第8の4の項の地下水汚染の拡大の 防止に係る措置の実施のうち、同項の下欄第2号に掲 げる透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防 止のイからハまでの実施が完了した場合
 - (4) 法施行規則別表第6の1の項から6の項までの上欄 に掲げる土地に該当する条例要措置区域において条例 実施措置を講じた場合であり、法施行規則別表第8の 5の項の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同 項の下欄第1号に掲げる基準不適合土壌の掘削による 除去のイからニまでの実施が完了した場合又は同欄第 2号に掲げる原位置での浄化による除去のイからハま での実施が完了した場合
 - (5) 法施行規則別表第8の6の項の遮断工封じ込めに係 る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施 が完了した場合
 - (6) 法施行規則別表第8の7の項の不溶化に係る措置の 実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる原位置不溶化 のイからホまでの実施が完了した場合又は同欄第2号 に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまでの実施が完了 した場合
- 3 前項の報告書に記載する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その 代表者の氏名
 - (2) 条例要措置区域の所在地
 - (3) 条例実施措置の種類
 - (4) 条例実施措置の着手時期及び前項各号に掲げる措置 の実施が完了した時期
 - (5) 条例要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあっては、法施行規則第40条第2項第3号に定める方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
 - (6) 第 59 条の 22 の 3 第 3 号に規定する軽微な変更を行った場合にあっては、変更後の基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するために講じた措置
 - (7) 条例実施措置の種類の区分に応じ、法施行規則別表 第9の中欄に定める工事完了の報告事項
- 4 条例実施措置に係る全ての措置の実施が完了した場合 は、次に掲げる事項を記載した報告書を提出するものとす る。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その 代表者の氏名
- (2) 条例要措置区域の所在地
- (3) 条例実施措置の種類
- (4) 条例実施措置の着手時期及び条例実施措置に係る全 ての措置の実施が完了した時期
- (5) 条例実施措置の種類の区分に応じ、法施行規則別表 第9の下欄に定める措置完了の報告事項
- 5 第2項及び前項の報告書には、条例実施措置が講じられ た条例要措置区域の場所及び条例実施措置の施行方法を明 らかにした書類及び図面を添付しなければならない。

(条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

- **第59条の24** 条例第66条の3第2号の規則で定める行為は、 次に掲げるものとする。
 - (1) 次のいずれにも該当しない行為
 - ア 条例実施措置を講ずるために設けられた構造物に 変更を加えること。

(イ及びウ省略)

- (2) 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するため に行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測 井を設けるために行うボーリングであって、次のいず れにも該当するもの
 - ア 基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置が講じられているもの
 - イ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの
- (3) 条例実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第40条第2項第1号の規定により環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの
- (4) 次のいずれかに該当する条例要措置区域内における 土地の形質の変更であって、その施行方法が前号の環境 大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けた もの
 - ア 法施行規則<mark>別表第6</mark>の1の項の上欄に掲げる土地 に該当する条例要措置区域であって、地下水の水質の 測定が講じられているもの
 - イ 法施行規則別表第6の1の項から4の項まで及び6の項の上欄に掲げる土地(同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第三種特定有害物質(法施行規則第4条第3項第2号ロに規定する第三種特定有害物質をいう。以下この節において同じ。)による汚染状態が第二溶出量基準(法施行規則第9条第1項第2号の第二溶出量基準をいう。以下この節において同じ。)に適合しない土地を除く。)に該当する条例要措置区域であって、原位置封じ込め(法施行規則別表第6の2の項の中欄に規定する原位置封じ込めをいう。以下この条において同じ。)が講じられているもの(法施行規則別表第8の2の項の原位置封じ込め

(条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例 外)

- **第59条の24** 条例第66条の3第2号の規則で定める行為は、 次に掲げるものとする。
 - (1) 次のいずれにも該当しない行為
 - ア 条例指示措置等を講ずるために設けられた構造物 に変更を加えること。

(イ及びウ省略)

- (2) 条例指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則第43条第2 号の規定により環境大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの
- (3) 次のいずれかに該当する条例要措置区域内における 土地の形質の変更であって、その施行方法が前号の環境 大臣が定める基準に適合する旨の市長の確認を受けた もの
 - ア 法施行規則<mark>別表第5</mark>の1の項の上欄に掲げる土地 に該当する条例要措置区域であって、地下水の水質の 測定が講じられているもの
 - イ 法施行規則別表第5の1の項から4の項まで及び6の項の上欄に掲げる土地(同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第三種特定有害物質(法施行規則第4条第3項第2号ロに規定する第三種特定有害物質をいう。以下この条において同じ。)による汚染状態が第二溶出量基準をいう。以下この節において同じ。)に適合しない土地を除く。)に該当する条例要措置区域であって、原位置封じ込め(法施行規則別表第5の2の項の中欄に規定する原位置封じ込めをいう。以下この条において同じ。)が講じられているもの(法施行規則別表第6の2の項の下欄に掲げる原

位置封じ込めに係る<u>工程のうち、ト及びチ以外の工程</u>が完了しているものに限る。)

- ウ 法施行規則<mark>別表第5</mark>の1の項から4の項まで及び6の項の上欄に掲げる土地(同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する条例要措置区域であって、遮水工封じ込め(法施行規則別表第502の項の中欄に規定する遮水工封じ込めをいう。以下この条において同じ。)が講じられているもの(法施行規則別表第6の3の項の下欄に掲げる遮水工封じ込めに係る工程のうち、ト及びチ以外の工程が完了しているものに限る。)
- エ 法施行規則<mark>別表第5</mark>の1の項から6の項までの上 欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域であって、 地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの
- オ 土壌汚染の除去(法施行規則別表第5の2の項の下欄口に規定する土壌汚染の除去をいう。)が講じられている条例要措置区域(法施行規則別表第6の5の項の下欄第1号に掲げる除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる除去に係る工程のうち、ハ以外の工程が完了しているものに限る。)
- カ 法施行規則別表第5の1の項及び3の項から6の項までの上欄に掲げる土地(同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第一種特定有害物質(法施行規則第4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質をいう。以下この条において同じ。)による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する条例要措置区域であって、遮断工封じ込め(法施行規則別表第5の3の項の下欄イに規定する遮断工封じ込めをいう。以下この条において同じ。)が講じられているもの(法施行規則別表第6の6の項の下欄に掲げる遮断工封じ込めに係る工程のうち、チ及びリ以外の工程が完了しているものに限る。)
- キ 法施行規則別表第5の1の項及び4の項の上欄に掲げる土地(同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地及び土壌の第二種特定有害物質(法施行規則第4条第3項第2号口に規定する第二種特定有害物質をいう。以下この節において同じ。)による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する条例要措置区域であって、不溶化(法施行規則別表第5の4の項の下欄イに規定する不溶化をいう。)が講じられているもの(法施行規則別表第6の7の項の下欄第1号に掲げる原位置不溶化に係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる不溶化埋め戻しに係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているものに限る。)

に係る<u>措置の実施のうち、同項の下欄のイからチまでの実施</u>が完了しているものに限る。)

- ウ 法施行規則別表第6の1の項から4の項まで及び6の項の上欄に掲げる土地(同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する条例要措置区域であって、遮水工封じ込め(法施行規則別表第6の2の項の中欄に規定する遮水工封じ込めをいう。以下この条において同じ。)が講じられているもの(法施行規則別表第8の3の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了しているものに限る。)
- エ 法施行規則<mark>別表第6</mark>の1の項から6の項までの上 欄に掲げる土地に該当する条例要措置区域であって、 地下水汚染の拡大の防止が講じられているもの
- オ 土壌汚染の除去(法施行規則別表第6の2の項の下欄口に規定する土壌汚染の除去をいう。)が講じられている条例要措置区域(法施行規則別表第8の5の項の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去のイから二までの実施が完了しているもの又は同欄第2号に掲げる原位置での浄化による除去のイから小まで及びホの実施が完了しているものに限る。)
- カ 法施行規則<mark>別表第6</mark>の1の項及び3の項から6の項までの上欄に掲げる土地(同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第一種特定有害物質(法施行規則第4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質をいう。以下この条において同じ。)による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当する条例要措置区域であって、遮断工封じ込め(法施行規則別表第6の3の項の下欄イに規定する遮断工封じ込めをいう。以下この条において同じ。)が講じられているもの(法施行規則別表第8の6の項の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項の下欄イからチまでの実施が完了しているものに限る。)
- キ 法施行規則別表第6の1の項及び4の項の上欄に 掲げる土地(同表の1の項の上欄に掲げる土地にあっ ては、土壌の第一種特定有害物質又は第三種特定有害 物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない 土地及び土壌の第二種特定有害物質(法施行規則第4 条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質を いう。以下この節において同じ。)による汚染状態が 第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該当す る条例要措置区域であって、不溶化(法施行規則別表 第6の4の項の下欄イに規定する不溶化をいう。)が 講じられているもの(法施行規則別表第8の7の項の 不溶化に係る措置の実施のうち、同項の下欄第1号に 掲げる<u>原位置不溶化のイからホまでの措置の実施</u>が 完了しているもの又は同欄第2号に掲げる不溶化埋 **め戻しのイからホまでの実施**が完了しているものに 限る。)

(土地の形質の変更の例外)

(帯水層の深さに係る確認の申請)

第 59 条の 25 <u>前条第 1 号イ</u>の確認を受けようとする者は、 次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(第1号から第5号まで省略)

(第2項省略)

- 3 市長は、第1項の申請があったときは、同項第3号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第4号の観測の結果からみて前項第3号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、前条第1号イの確認をするものとする。
- 4 市長は、前条第1号イの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを市長に定期的に報告することその他の条件を付することができる。
- 5 市長は、前条第1号イの確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る条例要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき、又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

(土地の形質の変更に係る確認の申請)

第 59 条の 26 <u>第 59 条の 24 第 2 号</u>の確認を受けようとする 者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければ ならない。

(第1号省略)

(2) 土地の形質の変更(当該土地の形質の変更と一体として行われる条例指示措置等を含む。以下この条において同じ。)を行う条例要措置区域の所在地

(第3号から第6号まで省略)

(第2項省略)

- 3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る 土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認め られる場合に限り、第59条の24第2号の確認をするもの とする。
 - (1) 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる条例指示措置等との間に一体性が認められること。
 - (2) 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が法施 行規則第43条第2号の規定により環境大臣が定める基 準に適合していること。

第 59 条の 24 の 2 一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例要措置区域の間において、一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例要措置区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該条例汚染土壌が当該他の条例要措置区域に搬入された日から 60 日以内に終了するものとする。

(帯水層の深さに係る確認の申請)

第 59 条の 25 第 59 条の 24 第 1 号 の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

(第1号から第5号まで省略)

(第2項省略)

- 3 市長は、第1項の申請があったときは、同項第3号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第4号の観測の結果からみて前項第3号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、第59条の24第1号イの確認をするものとする。
- 4 市長は、第59条の24第1号イの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを市長に定期的に報告することその他の条件を付することができる。
- 5 市長は、第59条の24第1号イの確認をした後において、 前項の報告その他の資料により当該確認に係る条例要措置 区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しない と認められなくなったとき、又は同項の報告がなかったと きは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認 を受けた者に通知するものとする。

(土地の形質の変更に係る確認の申請)

第 59 条の 26 <u>第 59 条の 24 第 3 号</u>の確認を受けようとする 者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければ ならない。

(第1号省略)

(2) 土地の形質の変更(当該土地の形質の変更と一体として行われる条例実施措置を含む。以下この条において同じ。)を行う条例要措置区域の所在地

(第3号から第6号まで省略)

- (7) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- (8) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

(第2項省略)

- 3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る 土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認め られる場合に限り、第59条の24第3号の確認をするもの とする。
 - (1) 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる条例実施措置との間に一体性が認められること。
 - (2) 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が法施 行規則第40条第2項第1号の規定により環境大臣が定 める基準に適合していること。

(第3号省略)

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)

第 59 条の 27 第 59 条の 24 第 3 号の確認を受けようとする 者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければ ならない。

(第1号から第6号まで省略)

(7) 土地の形質の変更を行う条例要措置区域において講 じられている汚染の除去等の措置

地の形質の変更の施行方法が法施行規則第 43 条第2号の 規定により環境大臣が定める基準に適合していると認めら れる場合に限り、<u>第 59 条の 24 第 3 号</u>の確認をするものと する。

(条例形質変更時要届出区域の指定の告示)

第59条の28 条例第67条第3項において準用する条例第66 | **第59条の28** 条例第67条第3項において準用する条例第66 条第2項の規定による条例形質変更時要届出区域(条例第 67条第2項に規定する条例形質変更時要届出区域をいう。 以下同じ。)の指定及びその解除の告示は、次に掲げる事項 を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。

(第1号から第3号まで省略)

条例施行規則(改正後)

(第3号省略)

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)

第 59 条の 27 第 59 条の 24 第 4 号の確認を受けようとする 者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければ ならない。

(第1号から第6号まで省略)

- (7) 土地の形質の変更を行う条例要措置区域において講 じられている条例実施措置
- (8) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確 認された場合における対応方法
- (9) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合におけ る対応方法
- (10) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さよ り1メートルを超える深さの位置について試料採取等 の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の 土壌について土地の形質の変更(当該土地の形質の変 更に係る部分のうち最も深い位置の深さより1メート ルを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場所の 位置がある場合の土地の形質の変更を除く。次項第3 号、第 59 条の 29 第 1 項第 5 号、第 59 条の 30 第 1 項 第6号及び第59条の32第1項第10号において同じ。) をしようとするときは、法施行規則第3条から第15条 までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特 定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る 土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該 試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条 の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果 に関する事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しな ければならない。
 - (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにし た条例要措置区域の図面
 - (2) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面 図、立面図及び断面図
 - (3) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さよ り1メートルを超える深さの位置について試料採取等 の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の 土壌について土地の形質の変更をしようとするとき は、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に 準じた方法により、<u>当該土壌の特定有害物質による汚</u> 染状態を明らかにした図面
- $_{f 2}$ 市長は、 $_{f nar q}$ の申請があったときは、当該申請に係る土 $_{f 3}$ 市長は、 $_{f 81}$ $_{f q}$ の申請があったときは、当該申請に係る 土地の形質の変更の施行方法が法施行規則第 40 条第2項 第1号の規定により環境大臣が定める基準に適合している と認められる場合に限り、第 59条の 24 第 4号 の確認をす るものとする。

(条例形質変更時要届出区域の指定の告示)

条第2項の規定による条例形質変更時要届出区域(条例第 67条第2項に規定する条例形質変更時要届出区域をいう。 以下同じ。)の指定及びその解除の告示は、次に掲げる事項 を明示して、横浜市報に登載して行うものとする。

(第1号から第3号まで省略)

- (4) 当該条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの(当該土地の土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)にあっては、その旨
- (5) 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地(廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)が埋め立てられている場所を除く。)であり、かつ、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるもの(当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)にあっては、その旨

(6) <u>次に掲げる土地の</u>条例形質変更時要届出区域<u>であって公有水面埋立法</u>による<u>公有水面の</u>埋立て又は干拓の事業により造成された土地にあっては、その旨

(ア及びイ省略)

(7) 指定の解除の告示の場合は、当該条例形質変更時要 届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

(第2項省略)

(条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の

条例施行規則(改正後)

- (4) 当該条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの(当該土地の土壌の第二種特定有害物質(土壌汚染対策法施行令(平成14年政令第336号。以下この節において「法施行令」という。)第1条第5号に掲げる特定有害物質を除く。)による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)にあっては、その旨(法施行規則第10条の2第2項に規定する自然由来盛土等に使用した土壌がある区域である場合にあっては、その旨を含む。)
- (5) <u>当該条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであって、次のいずれにも該当すると認められるものにあっては、その</u>旨

- ア 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地(廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。)が埋め立てられている場所を除く。)又は大正11年4月10日から昭和52年3月14日までに公有水面埋立法による埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地(当該土地の土壌の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及び法施行令第1条第5号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合する土地(廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)に限る。)であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの
- イ 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって、法施行規則第3条の2第1号に掲げる土地の区分に分類した土地であること又は条例土壌汚染状況調査その他法施行規則第3条から第15条までに定める方法に準じた方法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土地でないと認められるもの
- (6) 条例形質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立 法による埋立て又は干拓の事業により造成が開始され た土地として次のいずれにも該当すると認められる土地にあっては、その旨

(ア及びイ省略)

(7) 指定の解除の告示の場合は、当該条例形質変更時要 届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

(第2項省略)

(条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の

条例施行規則(改正後)

届出)

第59条の29 条例第67条の2第1項本文の規定による届出 | 第59条の29 条例第67条の2第1項本文の規定による届出 は、次に掲げる図面を添付して行うものとする。

(第1号から第4号まで省略)

第59条の30 条例第67条の2第1項本文に規定する規則で 定める事項は、次のとおりとする。

(第1号から第3号まで省略)

(4) その他市長が特に必要と認める事項

(条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の 届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

- 第59条の31 条例第67条の2第1項第1号の規則で定める 行為は、次に掲げるものとする。
 - (1) 次のいずれにも該当しない行為 (アからウまで省略)

届出)

は、次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。 (第1号から第4号まで省略)

- (5) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さ より1メートルを超える深さの位置について試料採取 等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置 の土壌について土地の形質の変更をしようとするとき は、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に 準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚 染状態を明らかにした図面
- 2 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、 4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10の項第2 号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他 の方法又はこれらと同等な方法により、土地の形質の変更 をしようとする条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌 の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあって は、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することがで きる。
- 第59条の30 条例第67条の2第1項本文に規定する規則で 定める事項は、次のとおりとする。

(第1号から第3号まで省略)

- (4) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確 認された場合における対応方法
- (5) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合におけ る対応方法
- (6) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さよ り1メートルを超える深さの位置について試料採取等 の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の 土壌について土地の形質の変更をしようとするとき は、法施行規則第3条から第15条までに定める方法に 準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚 染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の 採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並 びに当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた 者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (7) その他市長が特に必要と認める事項
- 2 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、 4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10の項第2 号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他 の方法又はこれらと同等な方法により、土地の形質の変更 をしようとする条例形質変更時要届出区域内の土地の土壌 の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあって は、土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該 <u>試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登</u> 録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する 事項を記載することができる。

(条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の 届出を要しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

- 第59条の31 条例第67条の2第1項第1号の規則で定める 行為は、次に掲げるものとする。
 - (1) 次のいずれにも該当しない行為 (アからウまで省略)

- 工 一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例形質変更時要届出区域の間において、他の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を、自ら使用し、又は他人に使用させるために、当該条例形質変更時要届出区域内で土地の形質の変更を行うこと。 オ 一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定さ
- (2) 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するため に行う土壌の採取及び測定に係るボーリング又は観測 井を設けるために行うボーリングであって、次のいず れにも該当すること。
 - <u>ア</u> 基準不適合土壌又は特定有害物質のボーリング孔 への流出を防止するために必要な措置が講じられて いるもの
 - イ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等により基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置が講じられているもの
- (3) 土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規 則第40条第2項第1号の規定により環境大臣が定める 基準に適合する旨の市長の確認を受けたもの
- 2 第 59 条の 25 の規定は、前項第 1 号イの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「条例要措置区域」とあるのは、「条例形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。
- 3 第 59 条の 27 の規定は、<mark>第1項第3号</mark>の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条中「条例要措置区域」とあるのは、「条例形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。

(第4項及び第5項省略)

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

- 第59条の32 条例第67条の2第2項の規定による届出は、 次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。 (第1号及び第2号省略)
 - (3) 土地の形質の変更の種類
 - (4) 土地の形質の変更の場所
 - (5) 土地の形質の変更の施行方法
 - (6) 土地の形質の変更の着手日
 - (7) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日
 - (8) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合の対応方法

- (2) 土地の形質の変更であって、その施行方法が法施行規 則第43条第2号の規定により環境大臣が定める基準に 適合する旨の市長の確認を受けたもの
- 2 第 59 条の 25 の規定は、前項第 1 号イの確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条<u>第1</u>項第 2 号及び第 3 号並びに第 2 項第 2 号中「条例要措置区域」とあるのは「条例形質変更時要届出区域」と、同条第 3 項から第 5 項までの規定中「前条第 1 号イ」とあるのは「第 59 条の 31 第 1 項第 1 号イ」と、同条第 5 項中「条例要措置区域」とあるのは「条例形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。
- 3 第 59 条の 27 の規定は、**第1項第2号**の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、同条<u>第1</u>項第2号及び第7号中「条例要措置区域」とあるのは「条例形質変更時要届出区域」と、同条第2項中「第 59 条の24 第 3 号」とあるのは「第 59 条の31 第1項第2号」と読み替えるものとする。

(第4項及び第5項省略)

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

- 第59条の32 条例第67条の2第2項の規定による届出は、 次に掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。 (第1号及び第2号省略)
 - (3) 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
 - (4) 土地の形質の変更の着手日
 - (5) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日

- 2 第 59 条の 29 の規定は、前項の届出について準用する。 この場合において、同条**第1号及び第2号**中「変更をしよ うとする」とあるのは、「変更をしている」と読み替えるも のとする。
- (非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更 をした者の届出)
- 第59条の33 第59条の29及び前条第1項の規定は、条例第67条の2第3項の届出について準用する。この場合において、第59条の29<u>第1号及び第2号</u>中「変更をしようとする」とあり、及び前条第1項第2号中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、<u>同項第5号</u>中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

- **第59条の34** 条例第67条の2第4項の規則で定める基準は、 次のとおりとする。
 - (1) 土地の形質の変更に当たり、土壌溶出量基準若しく は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌又 は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するため に必要な措置を講ずること。
 - (2) 土地の形質の変更に当たり、土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が<u>当該</u>条例形質変更時要届出区域内の帯水層に接しないようにする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 第59条の28第4号又は第5号に該当する区域内に おける土地の形質の変更である場合
 - イ 第59条の28第6号に該当する区域内における土地 の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則<mark>第</mark> 53条第2号ロの規定により環境大臣が定める基準に 適合するものである場合

- (9) <u>事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法</u>
- (10) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより 1 メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしているときは、法施行規則第 3 条から第 15 条までに定める方法に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果、当該分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- 2 第 59 条の 29 の規定は、前項の届出について準用する。 この場合において、同条中「変更をしようとする」とある のは、「変更をしている」と読み替えるものとする。

(非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第59条の33 第59条の29及び前条第1項<u>(第8号及び第9号を除く。)</u>の規定は、条例第67条の2第3項の届出について準用する。この場合において、第59条の29中「変更をしようとする」とあり、及び<u>前条第1項</u>中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、<u>同項第7号</u>中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

- 第59条の34 条例第67条の2第4項の規則で定める基準は、 次のとおりとする。
 - (1) 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が 条例形質変更時要届出区域内の帯水層に<u>接する場合に あっては、土地の形質の変更の施行方法が法施行規則</u> 第40条第2項第1号の規定により環境大臣が定める基 準に適合すること。ただし、次のいずれかに該当する場 合は、この限りでない。
 - ア 第59条の28第4号又は第5号に該当する区域内に おける土地の形質の変更である場合
 - イ 第59条の28第6号に該当する区域内における土地 の形質の変更であって、その施行方法が法施行規則<mark>第</mark> 53条第1号ロの規定により環境大臣が定める基準に 適合するものである場合
 - (2) 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために必要な措置を講ずること。
 - (3) 条例形質変更時要届出区域の指定に係る条例土壌汚 染状況調査と一の条例土壌汚染状況調査により指定さ れた他の条例形質変更時要届出区域から搬出された条 例汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌の使 用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない

(3) 土地の形質の変更を行った後、条例第 66条の2第5 項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずる おそれがないようにすること。

(第59条の35及び第59条の36省略) (台帳)

第59条の37

(第1項省略)

2 前項の帳簿及び図面は、条例要措置区域等(条例第68条 第1項に規定する条例要措置区域等をいう。以下同じ。)、 条例土壤汚染状況調査が行われその結果が条例第66条第1 項第1号の規則で定める基準に適合している土地(以下「条 例基準適合地」という。)又は**要措置区域等(条例第68条 第1項に規定する要措置区域等をいう。以下同じ。)若しく** は条例要措置区域等の指定が解除された土地(以下この条 において「指定解除地」という。)ごとに調製するものとす る。

(第3項及び第4項省略)

- 5 指定解除地に係る第1項の帳簿は、当該<mark>要措置区域等又</mark> <u>は</u>条例要措置区域等の帳簿に当該指定の解除をした旨を記 載したものとする。
- 6 第1項の図面は、次のとおりとする。
 - (1) 条例土壌汚染状況調査において土壌その他の試料の 採取を行った地点**を明示した**図面

(<u>2</u>) 汚染の除去等の措置<u>に該当する行為</u>の実施場所及び 施行方法を<u>明示した</u>図面

条例施行規則(改正後)

ようにすること。

(4) 土地の形質の変更を行った後、条例第66条の2第4 項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じ られた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずる おそれがないようにすること。

(土地の形質の変更の例外)

第 59 条の 34 の 2 一の条例土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の条例形質変更時要届出区域の間において、一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を他の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は、当該条例汚染土壌が当該他の条例形質変更時要届出区域に搬入された日から 60 日以内に終了するものとする。

(第59条の35及び第59条の36省略) (台帳)

第59条の37

(第1項省略)

2 前項の帳簿及び図面は、条例要措置区域等(条例第68条 第1項に規定する条例要措置区域等をいう。以下同じ。)、 条例土壌汚染状況調査が行われその結果が条例第66条第1 項第1号の規則で定める基準に適合している土地(以下「条 例基準適合地」という。)又は条例要措置区域等の指定が解 除された土地(以下この条において「指定解除地」という。) ごとに調製するものとする。

(第3項及び第4項省略)

- 5 指定解除地に係る第1項の帳簿は、当該条例要措置区域 等の帳簿に当該指定の解除をした旨を記載したものとす る。
- 6 第1項の図面は、次のとおりとする。
 - (1) 条例土壌汚染状況調査において土壌その他の試料の 採取を行った地点及び条例要措置区域等内の土地の土 壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - (2) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合(第6号に掲げる場合を除く。)は、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面
 - (3) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の項、4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、条例要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
 - (<u>4</u>) 汚染の除去等の措置の実施場所及び施行方法を<u>明らかにした</u>図面
 - (5) 土地の形質の変更を行った場合にあっては、条例実施措置又は土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
 - (6) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等

条例施行規則(改正後)

- (3) 当該土地の周辺の地図
- (4) 条例第68条の2第1項の規定により地下水の水質を 測定した場合にあっては、当該地下水の採取を行った地 点を明示した図面

7 帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、市長は、 速やかにこれを訂正しなければならない。

(第59条の38省略)

(搬出しようとする土壌に係る規則で定める基準に適合する 旨の認定)

第 59 条の 39 条例第 69 条第 1 項の規定による市長の認定を **| 第 59 条の 39** 条例第 69 条第 1 項の規定による市長の認定を 受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を 提出しなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(3) 条例第69条第1項の調査(以下「条例認定調査」と いう。)の方法の種類

(第4号から第7号まで省略)

2 市長は、前項の申請があったときは、法施行規則第60条

の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の 土壌について汚染の除去等の措置を講じたとき、又は 土地の形質の変更をしたときにあっては、法施行規則 第3条から第15条までに定める方法に準じた方法によ り、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らか にした図面

- (7) 条例第69条第1項の調査(以下「条例認定調査」と いう。)を行った場合にあっては、土壌の掘削の対象と なる土地の区域の土地の土壌の特定有害物質による汚 染状態を明らかにした図面
- (8) 条例要措置区域等の周辺の地図
- (9) 条例第68条の2第1項の規定により地下水の水質を 測定した場合にあっては、当該地下水の採取を行った地 点を明らかにした図面
- 7 台帳には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 条例要措置区域等の指定に係る条例土壌汚染状況調 査の土壌その他の試料の分析の結果
 - (2) 法施行規則別表第8の1の項第2号、2の項、3の 項、4の項第2号、5の項から7の項まで若しくは10 <u>の項第2号に規定するボーリングによる土壌の採取及</u> び測定その他の方法又はこれらと同等な方法により、 条例要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質によ る汚染状態を明らかにした調査の土壌その他の試料の 分析の結果
 - (3) 条例土壌汚染状況調査において最大形質変更深さよ り1メートルを超える深さの位置について試料採取等 の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の 土壌について汚染の除去等の措置を講じたとき、又は 土地の形質の変更をしたときにあっては、法施行規則 第3条から第15条までに定める方法に準じた方法によ り、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らか にした調査の土壌その他の試料の分析結果
 - (4) 条例要措置区域外から搬入された土壌を使用した場 合にあっては、法施行規則第40条第2項第3号に定め る方法その他の方法により当該搬入された土壌の特定 有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土壌の 分析の結果その他の調査の結果に関する事項
- 8 帳簿の記載事項、図面又は書類に変更があったときは、 市長は、速やかにこれを訂正しなければならない。 (第59条の38省略)

(搬出しようとする土壌に係る規則で定める基準に適合する 旨の認定)

受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を 提出しなければならない。

(第1号及び第2号省略)

(3) 条例認定調査の方法の種類

(第4号から第7号まで省略)

- 2 前項の申請書には、同項の認定を受けようとする範囲及 び条例要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による 汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請があったときは、法施行規則第60

第2項の規定の例により、条例第69条第1項の認定をする ものとする。

(条例汚染土壌の搬出の届出)

- 第59条の40 条例第69条第1項の規定による届出は、次に 掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。
 - (1) 条例汚染土壌 (条例第 69 条第1項に規定する条例汚 **染土壌をいう。以下同じ。)**の場所を明らかにした条例 要措置区域等の図面

(第2号から第5号省略)

(6) 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者(法第 16 条第4項第2号に規定する汚染土壌処理業者をいう。 以下同じ。)に委託したことを証する書類

(7) 条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関す る法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る 許可証(汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境 省令第10号)第14条第1項に規定する許可証をいう。 第59条の43第2項第6号において同じ。) の写し

第 59 条の 41 条例第 69 条第 1 項第 7 号の規則で定める事項 | 第 59 条の 41 条例第 69 条第 1 項第 9 号の規則で定める事項 は、次のとおりとする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 条例汚染土壌の搬出<u>、運搬及び処理</u>の完了予定日 (第4号から第6号まで省略)
- (7) その他市長が特に必要と認める事項

(第59条の42省略)

(非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌の搬 出をした場合の届出)

第59条の43 条例第69条第3項の規定による届出は、次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載し た届出書により行うものとする。

条例施行規則(改正後)

条第3項の規定の例により、条例第69条第1項の認定をす るものとする。

(条例汚染土壌の搬出の届出)

- 第59条の40 条例第69条第1項の規定による届出は、次に 掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。
 - (1) 条例汚染土壌の場所を明らかにした条例要措置区域 等の図面

(第2号から第5号省略)

- (6) 条例汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げ る書類
- ア 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者 (法第 16 条第4項第2号に規定する汚染土壌処理業者をいう。 以下同じ。)に委託したことを証する書類
- イ 条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関 する法第 22 条第1項の許可を受けた者の当該許可に 係る許可証 (汚染土壌処理業に関する省令 (平成 21 年環境省令第10号)第17条第1項に規定する許可証 をいう。第59条の43第2項第5号イにおいて同じ。)
- (7) 条例汚染土壌を条例第69条の3第1項第2号に規定 する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次 <u>に掲げる書類及び図面</u>
 - ア 一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌 を他の条例要措置区域(以下「搬出先の条例要措置区 域」という。) 内の土地の形質の変更又は一の条例形 質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を 他の条例形質変更時要届出区域(以下「搬出先の条例 形質変更時要届出区域」という。) 内の土地の形質の 変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明ら かにした図面
 - イ 条例要措置区域及び搬出先の条例要措置区域又は 条例形質変更時要届出区域及び搬出先の条例形質変 更時要届出区域が一の条例土壌汚染状況調査の結果 に基づき指定された条例要措置区域等であることを 証する書類
- は、次のとおりとする。

(第1号及び第2号省略)

- (3) 条例汚染土壌の搬出**及び運搬**の完了予定日 (第4号から第6号まで省略)
- (7) 条例汚染土壌を処理する場合にあっては、処理の完 了予定日
- (8) 条例汚染土壌を条例第69条の3第1項第2号に規定 する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当 該土地の形質の変更の完了予定日
- (9) その他市長が特に必要と認める事項

(第59条の42省略)

(非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌の搬 出をした場合の届出)

第59条の43 条例第69条第3項の規定による届出は、次に 掲げる事項を記載した届出書により行うものとする。

- (1) 非常災害のために搬出した条例汚染土壌を搬出先から再度搬出を行う場合 次に掲げる事項
 - ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その 代表者の氏名
 - イ 条例要措置区域等の所在地
 - ウ 条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
 - エ 条例汚染土壌の体積
 - オ 条例汚染土壌の搬出先
 - カ 条例汚染土壌の搬出の着手日
 - キ 条例汚染土壌の搬出の完了日
 - ク 条例汚染土壌の搬出の着手予定日
 - ケ 条例汚染土壌の運搬の方法
 - 空 条例汚染土壌を運搬する者及び当該条例汚染土壌 を処理する者の氏名又は名称
 - サ 条例汚染土壌の運搬及び処理の完了予定日
 - シ 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用 者の氏名又は名称及び連絡先
 - <u>ス</u> 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行 <u>う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連 絡先</u>
 - セ 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及 び連絡先
 - ソ 条例汚染土壌を処理する施設の所在地
 - 夕 その他市長が特に必要と認める事項
- (2) 非常災害のために搬出した条例汚染土壌を搬出先か ら再度搬出を行わない場合 前号アからキまで及び夕 に掲げる事項

条例施行規則(改正後)

(1) <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その</u> <u>代表者の氏名</u>

- (2) 条例要措置区域等の所在地
- (3) 条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (4) 条例汚染土壌の体積
- (5) 条例汚染土壌の搬出先
- (6) 条例汚染土壌の搬出の着手日
- (7) 条例汚染土壌の搬出の完了日
- (8) 条例汚染土壌の搬出先から再度搬出を行う場合にあっては、当該搬出の着手予定日
- (9) 条例汚染土壌の運搬の方法
- (10) 条例汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称
- (11) 条例汚染土壌の運搬の完了予定日
- (12) 条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者 の氏名又は名称及び連絡先
- (13) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行 う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡 先
- (14) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び 連絡先
- (15) 条例汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げ る事項
 - ア 条例汚染土壌を処理する施設の所在地
 - イ 条例汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
 - ウ 条例汚染土壌の処理の完了予定日
- (16) 条例汚染土壌を条例第 69 条の 3 第 1 項第 2 号に規定 する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次 に掲げる事項
 - ア 搬出先の条例要措置区域等の所在地

条例施行規則(改正後)

2 <u>前項第1号に掲げる事項を記載した</u>届出書には、次に掲 げる書類及び図面を添付しなければならない。

(第1号から第4号まで省略)

(5) 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類

(6) 条例汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関す る法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る 許可証の写し

(第59条の44から第59条の54まで省略) (処理受託者の管理票の<mark>写しの</mark>保存期間)

第59条の55 条例第69条の5第8項の規則で定める期間は、 5年とする。

- イ 当該土地の形質の変更の完了予定日
- (17) その他市長が特に必要と認める事項
- 2 <u>前項の</u>届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。
 - (第1号から第4号まで省略)
 - (5) <u>条例汚染土壌の処理を行う場合にあっては、次に掲</u> げる書類
 - <u>ア</u> 条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
 - イ 条例汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理施設 に関する法第 22 条第1項の許可を受けた者の当該許 可に係る許可証の写し
 - (6) 条例汚染土壌を条例第 69 条の 3 第 1 項第 2 号に規定 する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次 に掲げる図面及び書類
 - ア 一の条例要措置区域から搬出された条例汚染土壌を搬出先の条例要措置区域内の土地の形質の変更又は一の条例形質変更時要届出区域から搬出された条例汚染土壌を搬出先の条例形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
 - イ 条例要措置区域及び搬出先の条例要措置区域又は 条例形質変更時要届出区域及び搬出先の条例形質変 更時要届出区域が一の条例土壌汚染状況調査の結果 に基づき指定された条例要措置区域等であることを 証する書類
 - (第59条の44から第59条の54まで省略)

(処理受託者の管理票の保存期間)

第59条の55 条例第69条の5第8項の規則で定める期間は、 5年とする。

(準用)

第 59 条の 55 の 2 第 59 条の 45 から前条までの規定は、条例汚染土壌を他人に条例第 69 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる	読み替える字句
	<u>字句</u>	
第 59 条の 45 第	<u>処理受託者(条</u>	土壤使用者(条
<u>3号</u>	例第 69 条の 5	例第 69 条の5
	第4項に規定す	第9項に規定す
	る処理受託者を	る土壌使用者を
	いう。以下同	いう。以下同
	<u>じ。) がある場合</u>	じ。) がある場合
	<u>にあっては、当</u>	<u>にあっては、当</u>
	該処理受託者	該土壤使用者)
第 59 条の 46 第	処理受託者	土壌使用者
8号		

第 59 条の 46 第 9 号	当該委託に係る 条例汚染土壌の 処理を行う汚染 土壌処理施設の 名称及び	当該搬出先の条 例要措置区域等 の
第 59 条の 49 第 1 号	当該委託	<u>土地の形質の変</u> 更
第 59 条の 49 第 2 号	処理を担当した	<u>土地の形質の変</u> <u>更をした</u>
第 59 条の 49 第 3 号	処理を終了した	<u>土地の形質の変</u> 更をした
第 59 条の 49 第 <u>4 号</u>	処理	<u>土地の形質の変</u> 更
第 59 条の 50	処理を終了した	<u>土地の形質の変</u> 更をした
第 59 条の 53 第 7号	<u>処理受託者</u>	土壌使用者
第 59 条の 53 第 8 号	<u>処理</u>	<u>土地の形質の変</u> 更

(第59条から第88条まで省略)

第8章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減 (特定建築物の要件)

第88条の2 条例第141条の4第1項に規定する規則で定める要件は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートル以上であるものとする。

(第88条の3から第88条の9まで省略)

第9章 地球環境の保全

第1節 温室効果ガスの排出の抑制

(地球温暖化対策計画の作成等)

第89条

(第1項から第5項まで省略)

6 条例第 144 条第 3 項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書面を地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、掲示する等の方法により行うものとする。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。

(第1号及び第2号省略)

(第7項及び第8項省略)

9 第6項の規定は、条例第144条第4項の規定による公表 について準用する。この場合において、第6項中「地球温 暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場 所、時間等に配慮して備え置き、<mark>掲示する等の</mark>」とあるの (第59条から第88条まで省略)

第8章の2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減

(特定建築物の要件)

第88条の2 条例第141条の4第1項に規定する規則で定める要件は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートル以上であるもの(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第18条第3号に規定する建築物を除く。)とする。

(第88条の3から第88条の9まで省略)

第9章 地球環境の保全

第1節 温室効果ガスの排出の抑制等

(地球温暖化対策計画の作成等)

第89条

(第1項から第5項まで省略)

6 条例第 144 条第 3 項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書面を地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。

(第1号及び第2号省略)

(第7項及び第8項省略)

9 第6項の規定は、条例第144条第4項の規定による公表 について準用する。この場合において、第6項中「地球温 暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場 所、時間等に配慮して備え置き、又は」とあるのは、「環境

は、「、環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことの ほか、<u>インターネットの利用その他適切な</u>」と読み替える ものとする。

(地球温暖化対策計画の評価の通知等)

- 容の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うも のとする。
 - (1) 地球温暖化対策事業者の名称
 - (2) 地球温暖化対策事業者の所在地 (第3号及び第4号省略)

(第2項省略)

(第89条の3省略)

(地球温暖化対策事業者以外の者による地球温暖化対策計画 の提出等)

第89条の4 条例第144条の4第2項の規定による公表につ いては、第89条第9項の規定(地球温暖化対策計画に係る 公表に係る部分に限る。)を準用する。

第2節 フロン類の排出の抑制

- 第90条 条例第146条第1項に規定する規則で定めるフルオ ロカーボンは、次に掲げるもので冷媒及び断熱材として現 に使用され、又は使用されていたものとする。
 - (1) クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオ ロカーボンのうち、特定物質の規制等によるオゾン層 の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第2条 第1項に規定するもの
 - (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律 第117号) 第2条第3項第4号に規定するもの
- 2 条例第 146 条第 2 項に規定する規則で定める機器は、 般消費者が通常生活の用に供する、エアコンディショナー その他の空気調和機器、電気冷蔵庫及び冷凍機とする。

第3節 再生可能エネルギーの導入

(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)

物は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築 又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メート ル以上である建築物とする。

(第2項及び第3項省略)

(第90条の3及び第90条の4省略)

条例施行規則(改正後)

創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、」と読 み替えるものとする。

(地球温暖化対策計画の評価の通知等)

- 第89条の2 条例第144条の2第2項の規定による評価の内 | 第89条の2 条例第144条の2第2項の規定による評価の内 容の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うも のとする。
 - (1) 地球温暖化対策事業者の名称
 - (2) 地球温暖化対策事業者の所在地

(第3号及び第4号省略)

(第2項省略)

(第89条の3省略)

(地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策 計画の公表等)

第89条の4 第89条第9項において読み替えて準用する同 条第6項及び第89条の2の規定は、条例第144条の4第3 項において読み替えて準用する条例第 144 条第 4 項及び条 例第144条の2の規定の適用について準用する。この場合 において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあ るのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替え るものとする。

第2節 削除

第90条 削除

第3節 再生可能エネルギーの導入

(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)

第90条の2 条例第146条の2に規定する規則で定める建築 **| 第90条の2** 条例第146条の2に規定する規則で定める建築 物は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築 又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メート ル以上である建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上 に関する法律第18条第3号に規定する建築物を除く。)と する。

(第2項及び第3項省略)

(第90条の3及び第90条の4省略)

第4節 低炭素電気の普及の促進

(低炭素電気)

- 第90条の5 条例第146条の5に規定する規則で定める電気 は、次に掲げる電気を主に含む電気とする。
 - (1) 再生可能エネルギーにより得られる電気(発電に伴 い二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価 値を有すると市長が認めるものに限る。)

- (2) 工場等で発生する排熱その他これに類するものと市 長が認めるエネルギーにより得られる電気
- (3) 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年経済産業省令、環境省令第3号)第2条第4項に規定する係数の算出に用いることができる温室効果ガスの削減量により発電に伴い排出される温室効果ガスの量を削減したとみなされる電気
- (4) その他前3号に掲げる電気に類するものと市長が認める電気

(低炭素電気普及促進計画の作成等)

- 第90条の6 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を毎年度作成し、8月末までに提出するものとする。ただし、当該年度の8月以降に特定電気供給事業者に該当することとなった者は、その翌年度から作成するものとする。
- 2 条例第 146 条の 7 第 2 項の規定による実施の状況の報告 は、その翌年度における低炭素電気普及促進計画の提出と 同時に行うものとする。
- 3 条例第 146 条の 7 第 3 項の規定による公表は、次に掲げる事項を記載した書面を特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。
 - (1) <u>低炭素電気の普及の促進のための基本方針及び推進</u> 体制
 - (2) 電気の供給に伴い排出される1キロワット時当たり の二酸化炭素の量及びその抑制のための計画
 - (3) 販売のために調達した電気量及び条例第 146 条の 6 に規定する指針に定める区分に応じた当該電気量の内 訳
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- 4 前項の規定は、条例第 146 条の 7 第 4 項の規定による公表について準用する。この場合において、前項中「特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又は」とあるのは、「環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、」と読み替えるものとする。

(非該当の届出)

- **第90条の7** 条例第146条の8の規定による届出は、次に掲 げる事項を記載した書面を提出することにより行うものと する。
 - (1) 事業者の名称
 - <u>(2)</u> 事業者の所在地
 - (3) 特定電気供給事業者に該当しなくなった理由
 - (4) その他市長が必要と認める事項

(以下省略)

附則

<u>(施行期日)</u>

<u>1</u> <u>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</u> (経過措置)

- 26 -

条例施行規則(現行)	条例施行規則(改正後)
(以下省略)	2 この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第59条の10及び第59条の11の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年12月横浜市条例第58号。以下「条例」という。)第65条第1項の規定による届出について適用する。3 新規則第59条の29から第59条の31まで及び第59条の34の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に土地の形質の変更に着手する者について適用する。4 新規則第88条の2の規定は、施行日以後に行われる条例第141条の4第1項の規定による届出について適用する。5 新規則第90条の2第1項の規定は、施行日以後に行われる条例第141条の4第1項の規定による届出について適用する。

別表第1 (第3条、第3条の2、第13条第1項第7号及び第8号並びに第2項第2号から第6号まで、第33条第1項第2号及び第3号ア、第44条第1項並びに第68条第3号ア及びウ)

	現行			改正案	
条例別表の作業	作業の内容	施設	条例別表の作業	作業の内容	施設
58 写真の現像	写真の現像又は	(1) 自動式フ	58 写真の現像	写真の現像又は	(1) 自動式フ
又は図面等	図面等の複写の	ィルム現像	又は図面等	図面等の複写の	ィルム現像
の複写の作	作業のうち右欄	洗净 施設	の複写の作	作業のうち右欄	洗净 施 設
業	に掲げる施設の	(現像液を	業	に掲げる施設の	(現像液を
	いずれかを用い	排出するも		いずれかを用い	排出するも
	る作業	ので、特定		る作業	ので、特定
		排水施設に			排水施設に
		限る。)			限る。)
		(2) ガス現像			(2) ガス現像
		式ジアゾ複			式ジアゾ複
		写機(規格			写機(規格
		A0版 以上			<u>A 0</u> 以上の
		のものに限			ものに限
		る。)			る。)
60 印刷、製版	印刷、製版又は	(1) 動力印刷	60 印刷、製版	印刷、製版又は	(1) 動力印刷
又は印刷物	印刷物の加工の	機(規格 <u>B</u>	又は印刷物	印刷物の加工の	機 (規格 <u>B</u>
の加工の作	作業のうち右欄	<u>3版</u> 以下の	の加工の作	作業のうち右欄	<u>3</u> 以下のも
業	に掲げる施設の	もの及び事	業	に掲げる施設の	の及び事務
	いずれかを用い	務用機械を		いずれかを用い	用機械を除
	る作業	除く。)		る作業	<。)
		(2) 製版用現			(2) 製版用現
		像洗浄施設			像洗浄施設
		(特定排水			(特定排水
		施設に限			施設に限
		る。)			る。)
(備考1から3ま	(で省略)		(備考1から備考	(3まで省略)	

別表第13 (第13条第1項第5号、第38条及び第48条第2号)

騒音の規制基準

事業所において発生する騒音の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(単位 dB (A))

時間地域	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時 まで及び午後6時から 午後11時まで	午後11時から 午前6時まで
第一種低層住居専用地域第二種低層住居専用地域第二種中高層住居専用地域第二種中高層住居専用地域	50	45	40
第 一種 住居 地域 第 二種 住居 地域 準 住居 地域	55	50	45
近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域	65	60	50
工 業 地 域	70	65	55
工 業 専 用 地 域	75	75	65
その他の地域	55	50	45

現行

備考 1 (省略)

- 「dB(A)」は、計量法別表第2に定める音 Eレベルの計量単位である。
- 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格 した騒音計を用いて行うものとする。この場 合において、周波数補正回路はA特性を、動 特性は<mark>早い</mark>動特性(FAST)を用いることとす る。
- 4 (省略)
- 5 騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。<u>ただし、主として騒音又は</u>振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。
- 6 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該 事業所の属する地域の基準値(以下この表に おいて「S」という。)が、当該隣接する地域 の基準値(以下この表において「S'」とい う。)より大きいとき、当該事業所の敷地境界 線のうち当該隣接する地域と接している敷地 境界線に適用される基準値は、1/2(S+S') とする。

(備考7及び備考8省略)

改正案 1 (省略)

備考 1

- 2 「dB(A)」<u>と</u>は、計量法別表第2に定める 音圧レベルの計量単位**をいう**。
- 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格 した騒音計を用いて行うものとする。この場 合において、周波数補正回路はA特性を、動 特性は速い動特性(FAST)を用いることとす る。
- 4 (省略)
- 5 騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線 上の地点とする。
- 6 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該 事業所の属する地域の基準値(以下この表に おいて「S」という。)が、当該隣接する地域 の基準値(以下この表において「S'」とい う。)より大きいとき<mark>の当該事業所の他の地域 に隣接する敷地の境界線</mark>に適用される基準値 は、1/2(S+S')とする。

(備考7及び備考8省略)

別表第14 (第13条第1項第5号及び第38条)

振動の規制基準

事業所において発生する振動の許容限度は、次に定めるとおりとする。

(単位 dB)

時 間 地 域	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60	55
第 一 種 住 居 地 域 第 二 種 住 居 地 域 準 住 居 地 域	60	55
近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域	65	60
工 業 地 域	70	60
工 業 専 用 地 域	70	65
その他の地域	60	55

現 行 改正案

備考 1 (省略)

- 2 「dB」は、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位である。
- 3 (省略)
- 4 振動の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。

(備考5及び備考6省略)

7 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該 事業所の属する地域の基準値が当該隣接する 地域の基準値より大きいとき、当該事業所の 敷地境界線のうち当該隣接する地域と接して いる敷地境界線 に適用される基準値は、当該 事業所の属する地域の基準値から 5 dBを減じ たものとする。

(備考8及び備考9省略)

備考 1 (省略)

- 2 「dB」<u>と</u>は、計量法別表第2に定める振動 加速度レベルの計量単位<u>をいう</u>。
- 3 (省略)
- 4 振動の測定の地点は、事業所の敷地境界線 上の地点とする。

(備考5及び備考6省略)

7 事業所が他の地域に隣接する場合で、当該 事業所の属する地域の基準値が当該隣接する 地域の基準値より大きいとき<u>の当該事業所の</u> 他の地域に隣接する敷地の境界線に適用され る基準値は、当該事業所の属する地域の基準 値から5dBを減じたものとする。

(備考8及び備考9省略)

条例要措置区域台帳(現行)								
整 理		指定番号•	指		所 在			
番号		定年月日			地			
調製・調	丁正年月日							
条例要	措置区域の					面		
概況		積						
土壤污	染のおそれの	把握等、試料:	採取等を行う区	画の選択	官等又は	試		
			状況調査の結果		旨定される	た		
条例要抗	昔置区域にあ	っては、その旨	員及び当該省略	の理由 T				T
条例。	要 報告受		調査を行った		>-> VI . II	地下水の汚	5染	
措置区	理	調査の契	特定有害物質	· ·	汚染状	状態	\ ^	指定調査機
域内の		機	の種類	Ī	態	(溶出量基準不	適合	関の名称
土壌の				\ \ \	→ > > > > > > > > > > > > > > > > > > >	の場合)		
污染岩	大 ———				不適合			
態					不適合			
				適合・	不適合			
土地の	届出(着		土地の形質の					汚染土壌の
形質の	于)	完了時期	変更の	実施者		土壌の搬出		処理方法
変更の	時期		種類					
実施状						有・無		
況						有・無		
-						有・無		
								(A4)
		1	列要措置区域台	長(改正		ı		
整理		指定番号・	指		所 在			
番号		定年月日			地			
	丁正年月日							
,	措置区域の					面		
概況						積		
			<u>を超える深さの</u>					
			<u> 壞汚染状況調査</u>					
			、その旨、当該	試料採用	文等の対象	<u>象</u>		
			有害物質の種類					
			採取等を行う区					
			状況調査の結果		軍定される	た		
条例要	昔直区域にあ [∙]	っては、その[T	≦及び当該省略 ○	ツ埋田 T		Uh II L o Va	-: V+	
条例易	要報告受	押木の却	調査を行った	し棒で	. >T: >4 U.	地下水の汚	5架	+15 / → =10 / + +46

調査の契 土壌の汚染状 状態 指定調査機 理 特定有害物質 措置区 関の名称 機 態 (溶出量基準不適合 年月日 の種類 域内の の場合) 土壌の 適合 • 不適合 汚 染 状 適合 • 不適合 態 適合 • 不適合 届出(着 土地の形質の 条例汚染土 土地の 完了時期 変更の 実施者 土壌の搬出 壊の処理方 手) 形質の 時期 種類 法 変更の 有・無 実施状 有・無 況 有・無

第26号様式の3 (第59条の37第4項)

条例形質変更時要届出区域台帳 (現行)

整 理		指定番号•指	定		所 在		
番号		年月日	,,,,,		地		
調製・訂コ	 E年月日	174 17					
条例形質	出区				面		
域の概況						積	
土壌汚染の	つおそれの打	巴握等、試料技	采取等を行う区			<u>'</u>	
画の選定領	等又は試料	採取等を省略	らした条例土壌 しんしゅんしょう かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし				
汚染状況詞	燗査の結果	により指定さ	れた条例形質				
変更時要履	届出区域に な	あっては、その	の旨及び当該省				
略の理由							
汚染の除っ	去等の措置	が講じられた	条例形質変更				
		ては、その旨及	及び当該汚染の				
除去等の抗							
			第6号までに				
該当する区	<u> ▼域</u> にあって	ては、その旨	I			l .	
条例形	報告受		調査を行った			地下水の汚染	
質変更	理	調査の契	特定有害物質		汚染状	状態	指定調査機
時要届	年月日	機	の種類	, I	態	(溶出量基準不適合	の 関の名称
出区域				、本へ	不 本人	場合)	
内の土				+	不適合		
壌の汚 染状態					不適合		
笨	見山 / 娄		しいの形を	週台・	不適合		
土地の	届出(着	少マ 11:40	土地の形質の	/ ±> 1	·/ = /-	上捻っ細巾	<u>汚染土壌</u> の
形質の	手) 時期	完了時期	変更の 種類	天 加	施者	土壌の搬出	処理方法
変更の	时期		性织			有・無	
実施状						有・無	
況							
						有・無	(14)

条例形質変更時要届出区域台帳(改正案)

			(多) 大时安油山口	- // - /- /-				
整理		指定番号·指	定		所 在			
番号		年月日			地			
調製・訂コ	E年月日							
条例形質変更時要届出区						面		
域の概況						積		
最大形質	変更深さよ	り 1 メートル	レを超える深さ					
<u>の位置に</u> ~	ついて試料	採取等の対象	タとしなかった					
条例土壤剂	<u> </u>	査の結果によ	<u> り指定された</u>					
条例形質图	变更時要届出	出区域にあっ	ては、その旨、					
当該試料技	采取等の対	象としなかっ	った深さの位置					
及び特定を	有害物質の種	重類						
土壌汚染の	りおそれの打	巴握等、試料技	采取等を行う区					
画の選定等	等又は試料	採取等を省略	各した条例土壌					
			られた条例形質					
変更時要昂	国出区域にお	あっては、その	の旨及び当該省					
略の理由								
汚染の除っ	去等の措置	が講じられた	上条例形質変更					
		ては、その旨ん	及び当該汚染の					
除去等の抗								
			っ第6号までに					
該当する。	<u>上地</u> にあっ [~]	ては、その旨	1					T
条例形	報告受		 調査を行った			地下水の		
質変更	理	調査の契	特定有害物質		汚染状	状態		指定調査機
時要届	年月日	機	の種類	Ī	能	(溶出量基準7	下適合の	関の名称
出区域			,	\ \		場合)		
内の土					不適合			
壌の汚					不適合			
染状態				適合・	不適合			
土地の	届出(着		土地の形質の					条例汚染土
形質の	手)	完了時期	変更の	実力	施者	土壌の挑	般出	<u>壌</u> の処理方
変更の	時期		種類					法
実施状						有・無		
						有・無	無	
1/□						有・無	無	
								(A4)

第26号様式の4 (第59条の37第4項)

条例基準適合地台帳 (現行)

整理番					所在地			
号					771111211			
調製・言	「正年月日							
条例基準	#適合地の						面	
概況							積	
条例基	準 報告受	理	細木	の契機	調査を行	うった		指定調査機関の
適合	年月	日		の关機	特定有害物	質の種	類	名称
地の条件	列							
土壌								
汚染状活	兄							
調査								
の内容								
								(A4)
			条例基	基準適合地台	帳(改正案)			
整理				ᇎᄼᅪ				
番号				所在地				
調製・言	丁正年月日							
条例基準	準適合地の						面	
概況							積	
最大形質	重変更深さよ	り1メ	ートルを	超える深さ			ı	•
の位置に	こついて試料	採取等	の対象と	しなかった				
	その旨、当							
かった資	そさの位置及	び特定	有害物質の	の種類				
条例基	報告受理	⇒m →	t o tra kik		調査を行った			指定調査機関の
準適合	年月日	調金	匠の契機	4	寺定有害物質の種	類		名称
地の条								
例土壤								
汚染状								
況調査								
の内容								